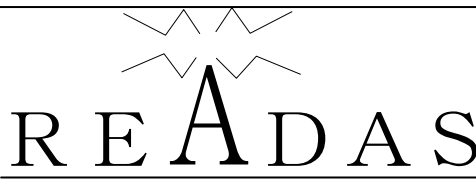


第 4272 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2011年)平成23年 6月30日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 棚卸資産の取得価額

Q：棚卸資産の取得価額は、購入代金以外にも含めなければならないものがあるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

購入した棚卸資産の取得価額には、その購入代金のほか、これを消費し又は販売の用に供するために直接要したすべての費用が含まれますが、次の費用のうち少額（当該棚卸資産の購入の代価のおおむね3%以内の金額）なものについては、取得価額に算入しないことができることとなっています。

- ① 買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- ② 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- ③ 特別の時期に販売するなどのため、長期にわたって保管するために要した費用の額

なお、次のような費用は、たとえ棚卸資産の取得又は保有に関連して支出するものであっても、取得価額に算入しないことができます。

- ① 不動産取得税の額
- ② 地価税の額
- ③ 固定資産税及び都市計画税の額
- ④ 特別土地保有税の額
- ⑤ 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用の額
- ⑥ 借入金の利子の額

